

工業用水道事業給水条例第 14 条第 4 項ただし書「局長の認定によって徴収しない」（給水施設の無料修繕の範囲）について

（制定 昭和 54 年 4 月 1 日局長決）

（最近改正 平成 31 年 3 月 28 日）

大阪市工業用水道事業給水条例（昭和 34 年大阪市条例第 20 号）第 14 条第 4 項ただし書の規定により修繕その他に要した費用を徴収しない場合とは、次の場合をいう。

記

道路部分の給水施設の漏水修繕（制水弁の修繕を含む。）の場合とする。ただし、使用者又は所有者の故意又は重大な過失により生じた修繕は除く。

実施時期 昭和 54 年 4 月 1 日

費目 配水費 修繕費

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。